

平成21年6月19日

株主各位

京都市東山区一橋野本町11番地の1

三洋化成工業株式会社

代表取締役社長 家永昌明

第85回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第85回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項
1. 第85期（自平成20年4月1日
至平成21年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 第85期（自平成20年4月1日
至平成21年3月31日）会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記各事項の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

（変更の内容は、5頁から6頁に記載のとおりであります。）

第2号議案 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり取締役に松井英樹、家永昌明、増田房義、山本嘉英、本庄政昭、平川一幸、廣瀬恒治、矢野達司の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第 3 号議案 監査役 1 名選任の件

本件は、原案どおり本総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました平田政和氏の補欠として、監査役に濱 勲氏が選任され就任いたしました。

第 4 号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任監査役 平田政和氏にその在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

おって、本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役社長に家永昌明氏、代表取締役に増田房義氏が選定され、それぞれ就任いたしました。なお、取締役 松井英樹氏は取締役会議長に選定されました。

また、同取締役会において、執行役員15名の選任が行われ、それぞれ就任いたしました。

平成21年6月19日現在の当社取締役および監査役ならびに執行役員は次のとおりであります。

取締役 取締役会議長	松 井 英 樹
代表取締役社長兼執行役員社長	家 永 昌 明
代表取締役兼執行役員副社長	増 田 房 義
取締役兼専務執行役員	山 本 嘉 英
取締役兼専務執行役員	本 庄 政 昭
取締役兼専務執行役員	平 川 一 幸
取締役兼常務執行役員	廣 瀬 恒 治
取締役兼執行役員	矢 野 達 司
監査役（常勤）	秋 山 一
監査役（常勤）	濱 勲
監査役	清 水 順 三
監査役	上 野 観
常務執行役員	宇佐美 健
常務執行役員	安 藤 孝 夫
常務執行役員	吉 野 隆
執行役員	川 井 実
執行役員	東 寛
執行役員	別 所 利 治
執行役員	堀 井 啓 右
執行役員	和多田 修

(注) 1. 取締役 松井英樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役 濱 勲氏、清水順三氏および上野 観氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

剰余金の配当に関する取締役会決議についてのお知らせ

当社定款第35条および第36条の規定に基づき、平成21年5月18日開催の当社取締役会において、第85期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の期末剰余金の配当について下記のとおり決議いたしました。

記

- | | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 1. 期末配当の基準日 | 平成21年3月31日 |
| 2. 期末配当金 | 1株当たり 金5円50銭
(配当総額 606,862,597円) |
| 3. 期末配当の効力発生日
(支払開始日) | 平成21年6月2日(火) |

配当金のお支払いについて

1. 配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を、それぞれ6月1日付で発送いたしておりますので、ご確認ください。
2. 上記ご指定がない方は、6月1日付で発送いたしました「第85期期末配当金領収証」に記載のとおり、お支払いいたしておりますので、お受け取りがお済みでない場合は、ご便宜の方法でお受け取りください。

(単元株主のみなさまには「定時株主総会招集ご通知・配当金支払いに関するお知らせ」に同封して、単元未満株主のみなさまには「配当金支払いに関するお知らせ」の封筒にてご郵送いたします。)

<お問い合わせ先>

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

中央三井信託銀行株式会社 証券代行部（証券代行事務センター）

フリーダイヤル 0120-78-2031（祝日を除く月曜日～金曜日 9:00～17:00）

手続に必要な用紙のご請求は、フリーダイヤル 0120-87-2031で24時間受付しております。

以 上

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数、単元株式数、<u>株券の発行および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は257,956千株とする。</p> <p>2. 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>3. 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>4. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>④ 次条に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数、単元株式数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は257,956千株とする。</p> <p>2. 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>④ 次条に定める請求をする権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株券の種類ならびに株式に関する取扱およびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱およびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き</u> <u>その他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上